

水管橋添架工設計業務委託積算基準 新旧対照表（令和4年9月）

改訂前	改訂後	備考						
<p>2. 業務委託費</p> <p>(2) 構成費目の内容（札幌市設計業務等積算基準に基づく）</p> <p>②その他原価</p> <p>その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。 なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。 その他原価は、次の式により算定して得た額の範囲内とする。</p> $\text{その他原価} = (\text{直接人件費}) \times \frac{\alpha}{1 - \alpha}$ <p>αは、<u>札幌市設計業務等積算基準</u>に記載されている数値を適用すること。</p> <p>③一般管理費等</p> <p>一般管理費等は、次式により算定して得た額の範囲内とする。</p> $\text{一般管理費等} = (\text{業務原価}) \times \frac{\beta}{1 - \beta}$ <p>βは、<u>札幌市設計業務等積算基準</u>に記載されている数値を適用すること。</p> <p>5. 現地調査のための旅費交通費等</p> <p><u>札幌市設計業務等積算基準</u>による。</p> <p>6. 直接経費積上計上分（電子成果品作成費及び電子計算機使用料）</p> <p>電子成果品作成費は、概略設計、予備設計または、詳細設計の作成費用として、下記の計算式により算出する。（<u>札幌市設計業務等積算基準</u>による）</p> <p>電子成果品作成費（千円）＝6.9X^{0.45}（※上限：700千円、下限：20千円）</p> <p>ただし、X：直接人件費(千円)</p> <p>（注）上式の電子成果品作成費（千円）の算出は、直接人件費を千円単位（小数点以下切捨て）で代入し、算出された電子成果品作成費（千円）は、千円未満切捨て（小数点以下切捨て）<u>る</u>ものとする。</p> <p>また、電子計算機使用料を計上し、電子計算機使用料は、直接経費として直接人件費の1%を計上する。（1円未満切捨て）</p>	<p>2. 業務委託費</p> <p>(2) 構成費目の内容（札幌市設計業務等積算基準に基づく）</p> <p>②その他原価</p> <p>その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。 なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。 その他原価は、次の式により算定して得た額の範囲内とする。</p> $\text{その他原価} = (\text{直接人件費}) \times \frac{\alpha}{1 - \alpha}$ <p>αは、<u>水道事業実務必携</u>に記載されている数値を適用すること。</p> <p>③一般管理費等</p> <p>一般管理費等は、次式により算定して得た額の範囲内とする。</p> $\text{一般管理費等} = (\text{業務原価}) \times \frac{\beta}{1 - \beta}$ <p>βは、<u>水道事業実務必携</u>に記載されている数値を適用すること。</p> <p>5. 現地調査のための旅費交通費等</p> <p><u>国土交通省設計業務等積算基準書の旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合）による。</u></p> <table border="1" data-bbox="1430 1327 2320 1423"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>旅費交通費</th> <th>旅費交通費の上限（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木設計業務</td> <td>直接人件費の0.63%</td> <td>244</td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 直接経費積上計上分（電子成果品作成費及び電子計算機使用料）</p> <p>電子成果品作成費は、概略設計、予備設計または、詳細設計の作成費用として、下記の計算式により算出する。（<u>国土交通省設計業務等積算基準書</u>による）</p> <p>電子成果品作成費（千円）＝6.9X^{0.45}（※上限：700千円、下限：20千円）</p> <p>ただし、X：直接人件費(千円)</p> <p>（注）上式の電子成果品作成費（千円）の算出は、直接人件費を千円単位（小数点以下切捨て）で代入し、算出された電子成果品作成費（千円）は、千円未満切捨て<u>る</u>（小数点以下切捨て）ものとする。</p> <p>また、電子計算機使用料を計上し、電子計算機使用料は、直接経費として直接人件費<u>（打合せ等、現地調査、協議資料作成除く）</u>の1%を計上する。（1円未満切捨て）</p>	区分	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）	土木設計業務	直接人件費の0.63%	244	<p>備考</p> <p>P. 1 語句修正</p> <p>P. 2 語句修正</p> <p>語句修正及び追加</p> <p>語句修正</p> <p>P. 3 語句追加</p>
区分	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）						
土木設計業務	直接人件費の0.63%	244						